資料 5-2

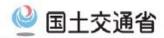
<参考資料>

河川法の規定により一級河川の指定を変更する件について

水管理·国土保全局 水 政 課 令和7年5月21日



河川管理の体系:水系一貫主義



旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う区間主義によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要性が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、水系一貫主義の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系**(一級水系)に係る河川で国土交通大臣が指定する一級河川、一級水系以外に係る河川で都道府県知事が指定する二級河川、これらの河川以外で市町村長が指定する準用河川に区分されている。

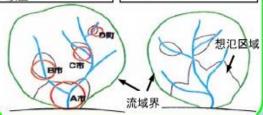
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km以上の水系

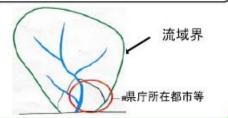
流域面積概ね500km以上又は急流河 川等特に高度な管理が必要な水系で以 下に該当するもの

想定氾濫区域内の 人口が概ね10万人 以上

想定氾濫区域内の 面積が概ね100km 以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に 存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供 給の確保のため必要な水系



国際的又は全国的に価値の高い貴重 な自然環境等や大都市圏における健 全な生活環境を確保するため、整備・ 保全が特に必要な河川環境を有する 水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府 県間の治水・利水・河川環境上の利害 を調整する必要のある水系 他の都道府県の区域に対する相当量の水又 は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河 川環境上の問題等が生じている水系 で、国の技術力又は財政力により対策 を講じる必要のある水系



洪水による激甚な 災害が発生。

国による抜本的な 洪水対策が必要

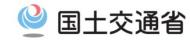
一級水系に指定 📕

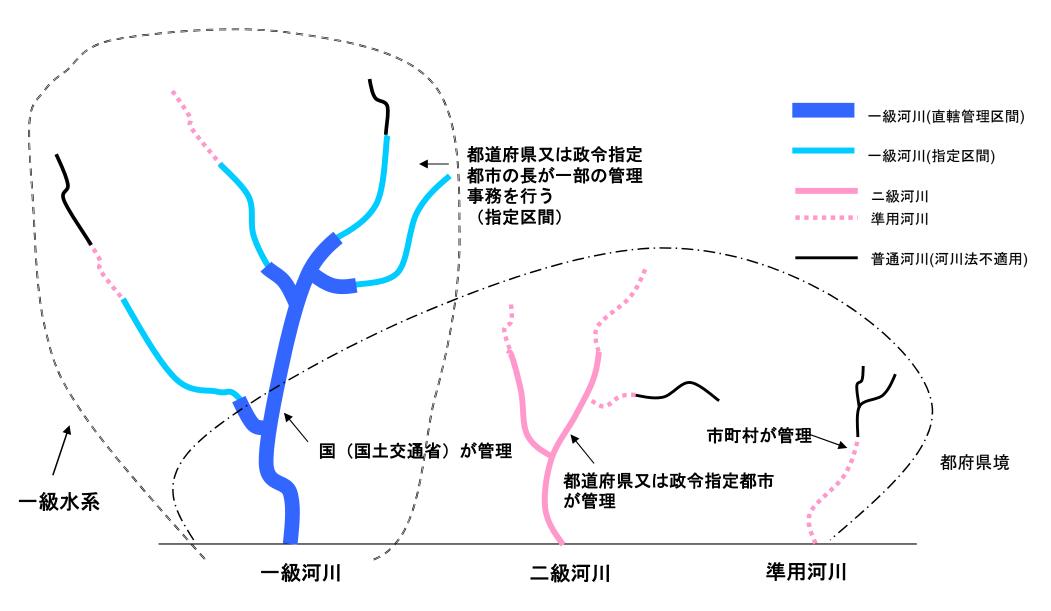


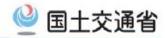


国による抜本的な 洪水対策を実施

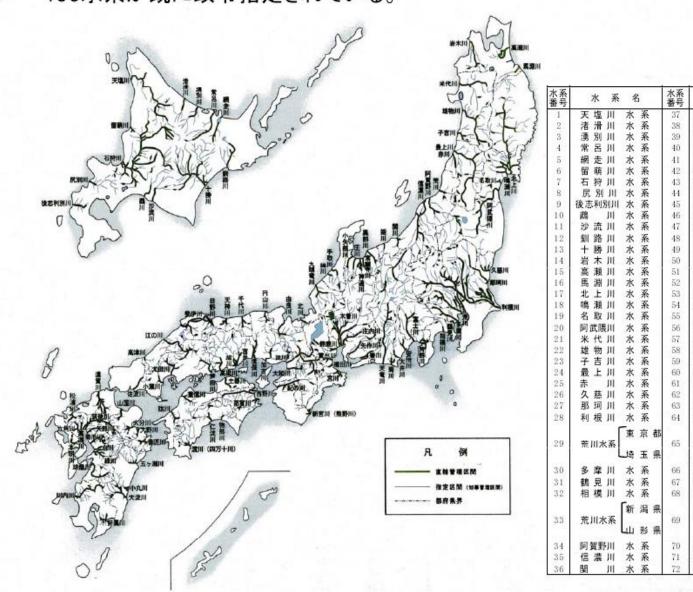
河川の管理区分について(イメージ図)





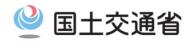


109水系が既に政令指定されている。



水系	水系	名	水系 番号	水系名	水系 番号	水系名
1	天塩川	水系	37	姫 川水系	73	江の川水系
2	渚滑川	水系	38	黑部川水系	7.4	高津川 水系
3	湧 別 川	水系	39	常願寺川 水 系	7.5	吉井川水系
4	常呂川	水系	40	神通川水系	7.6	旭 川水系
5	網走川	水系	41	庄 川水系	7.7	高梁川水系
6	留萌川	水系	42	小矢部川 水 系	78	芦田川水系
7	石 狩 川	水系	43	手取川水系	7.9	太田川水系
8	尻 別 川	水系	44	梯 川水系	80	小瀬川水系
9	後志利別川	水系	45	狩野川水系	81	佐波川水系
10	鵡川	水系	46	富士川水系	82	吉野川水系
11	沙流川	水系	47	安倍川水系	83	那賀川水系
12	釧路川	水系	48	大井川水系	84	土器川水系
13	十 勝 川	水系	49	菊川水系	85	重信川水系
14	岩木川	水系	50	天竜川水系	86	肱 川水系
15	高瀬川	水系	51	豊 川水系	87	物部川水系
16	馬淵川	水系	52	矢 作 川 水 系	88	仁淀川水系
17.	北上川	水系	53	庄内川水系	89	渡川水系
18	鳴瀬川	水系	54	木曾川水系	90	遠賀川水系
19	名取川	水系	-55	鈴鹿川水系	91	山国川水系
20	阿武隈川	水系	56	雲出川水系	92	筑後川 水系
21	米代川	水系	57	櫛田川水系	-93	矢部川 水系
22	雄物川	水系	58	宮川水系	94	松浦川水系
23	子吉川	水系	59	由良川水系	9.5	六角川 水系
24	最上川	水系	60	淀川水系	96	嘉瀬川水系
25	赤川	水系	61	大和川水系	97	本明川水系
26	久慈川	水系	62	円山川水系	98	菊池川水系
27	那珂川	水系	63	加古川水系	-99	白 川水系
28	利根川	水系	64	揖保川水系	100	緑川水系
		東京都		47 - W 1. T		-2 40 11 1 7
29	荒川水系		65	紀の川水系	101	球磨川水系
	and Marchael	L埼玉県		0	C 100 CM	The Control of the Co
30	多摩川	水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川	水系	67	九頭竜川 水 系	103	大野川水系
32	相模川	水系	68	北 川水系	104	番匠川水系
		「新潟県				
33	荒川水系	4/1 /44 215	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川 水 系
550	2(03-151-15)6	山形県		1 14 74 74 78	-	300 7 (SEC.) 125 715
34	阿賀野川	水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川	水系	71	日野川水系	107	大淀川水系
36	NA JII	水系	72	斐伊川 水系	108	川内川水系
000	34 JH	ALC MC	1.60	3c 17 /11 /15 /15	100	肝属川水系

一級河川指定による効果



一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

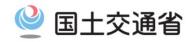
河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

•••といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果



一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・2/3(一般工事)、7/10(大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・10/10

※残りは都道府県が負担

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

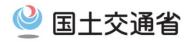
国庫負担率・・・2/3(緊急河川事業に係る改良工事)、 5.5/10(再度災害防止工事、大規模改良工事)、 1/2(その他の河川改修工事)

※残りは都道府県が負担

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。) 及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定等手続きの流れ



一級河川指定等の流れ

- 都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング

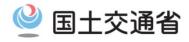


- ・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取 (河川法第4条第3項)
 - ※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)
- ・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



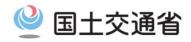
•官報告示(河川法第4条第5項)

一級河川の指定の変更(案)一覧表



	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	管理主体
1	九頭竜川	ょしのせがゎ 吉野瀬川	福井県 (越前市)	変更	増 0 3km	ダム本体工事の基礎掘削が完了したこと及び 事業再評価により事業継続が確定したことか ら、ダムの影響が及ぶ河川の区間について、 一級河川の指定の変更を行うもの。	福井県
2	遠賀川	かわばたがわ リ 端川	福岡県 (直方市)	変更	増 0. 1km	平成22年7月豪雨により浸水被害が発生したことから、洪水氾濫を防止するため、平成31年度より総合流域防災事業に着手しており、今後、現在準用河川の区間において、改修工事に着手する予定のため、一級河川の指定の変更を行うもの。	福岡県

一級河川の指定の変更(案)の概要



令和6年7月現在の一級河川指定状況

水系数 河川数 河川延長

109水系 14,089河川 88, 109.1km

今回の一級河川指定等(案)

変 更

2 河川 0.4 km

今回の一級河川指定等後の状況

水系数 河川数 河川延長

109水系 14,089河川

09.5km

一級河川の指定の変更告示(案)



建き 〇 令設 `河国 和省次川土 七令の法交 年第各 二通 ○七表昭省 月号の和告 () と三示 日第お十第 一り九

> 法す 規一 則項

> > ~ 0

昭規

和定

四に

十基

年づ

条 `年 の一法号 三級律 の河第 規川百 定の六 に指十 基定七 で き き `更第 公す四 示る条 すの第 るで六 `項 同の 条規 第定 五に 項お 及い びて 河 準 川用 施る 行第

竜

表

頭

表		変				
_		更			区	
遠賀	新		田	分		
川水系	吉野瀬		吉野瀬	名称		
	Л		ЛП	77小		
	十八字東葛根平一番二地先	越前市	橋下流端武生市勾当原町七十四字口塩唐一番地先の県道	上流端	区	
	日野川へ		日野川へ	下	i iri	
	の合流		の合流	流		
点			点	端		

変更 区 分 旧 Ш 名 端 称 JII

左

の直

九方

地市

先大

字

下

境字帯田三千八

百

六十

七

流

端

区

とあ こをつ区 れ 示て分 旧一 変 及更 CK _ ーは 新名 は称 ーに 旧掲 ーげ のる 項河 に川 掲の げ区 る間 河等 川を をこ 一の 新表 $^{\mathsf{L}}$ $_{\mathcal{O}}$ のと 項お にり 揭改 げめ るる とこ おと りを 変示 更す すも るの こで

備

新

Ш

右

岸

同

市

同

大

八字三千

八

百

六

+

三番

兀

地

左

岸

直

方

市

大

字

下

境三千

百

兀

番

地

先

彦

Ш

Ш

 \mathcal{O}

合

流

右

地同

先市

同

大

字

字

蓼原三千

八

百

六

十二番

0)

彦

Щ

Ш

 \sim

 \mathcal{O}

合

流

一考

表 項に 掲 げ る 地 0 表 示 は 令 和 年 Ö 月 \bigcirc 現 在 0 ŧ で

玉 土 交通 大 臣 中 野

洋

昌



○河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)

河

及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定し済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(第四条。この法律において「一級河川」とは、国土保全上 したものをいて、(公共の水流・上又は国民経

- の意見をきかなければならない。
 るときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとす
- 3 本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。きは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとすると
- 4 きは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとすると
- 5 を公示しなければならない。
 土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間、国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国
- 6 の指定の手続に準じて行なわ一級河川の指定の変更又は廃 れなければならな。止の手続は、第一 ならない。 第一項の 規定による

〇河 川法施行規則 (昭 和 兀 十年建設省令第七号) 抄

第一 スは工作物 小字及び地番 小字及び地番 表現の公示は、次の して行うものとする。の各号の一以上により